

第1章 ナテオ概念の歴史的展開

—18世紀のスロヴァキアを事例とする「社団国家」と「近代国民」—

中澤達哉

はじめに

近代の「国民」を論じるにあたって、前提として留意しなければならないのは、「国民」の語源である「ナテオ」(natio) 概念が、常にヨーロッパの歴史的條件に規定され、その制約を受けながら近代的な「国民」概念へと変化してきたという事実である。例えば、モンテスキューの『法の精神』ですでに指摘されているように、ナテオを政治的権利の享受主体として捉える後期中世ヨーロッパの政治思想においては、ナテオの枠組みと範囲とはいわゆる特権身分層に限定され、実態としてナテオは、集会・議会参加権を有する「社団(団体)」と考えられた¹。これに対して、フランスをはじめとする近代ヨーロッパの政治原理においては、上記の階層限定的なナテオの範囲を拡大したところに、いわゆる近代の平準的な「国民」が構想され²、のちに『人権宣言』における「国民主権」原理へと結実した。

筆者はこうした近代「国民」概念の形成過程を、「出生」という語義から派生した特権身分的かつ階層限定的な意味をもつナテオ概念が、ローマ共和政の伝統に根ざす「ポプルス」(populus) 概念を梃子としながら、言語・文化的系譜を同じくする集団としての「ゲンス」(gens) 概念と同一視される過程であると理解する³。ナテオ概念は、多くの語義を18世紀になって獲得したといえる。その際に注意しなければならないのは、中世の社団概念のうちで近代への過程において変化を遂げたのは、ナテオ概念だけではなかったということである。ゲンスやポプルスといった概念もやはり変容の過程をたどり、しかもその変容がナテオ概念の多義化と密接に関連していたのである。

本稿の主眼は、そうした特権身分的かつ階層限定的なナテオ概念の多義化のなかに、近代「国民」概念が現れてくる過程を解明することである。なによりも重要なのは、その多義

¹ モンテスキュー著[野田良之他訳]『法の精神 下巻』第6部第28編第9章、岩波書店、1988年、106頁。

² シエイエス著[大岩誠訳]『第三階級とは何か』、岩波書店、1950年、28-29頁。

³ これまで筆者は、ナテオに「国民」(文脈によっては「身分的国民」)の語を、ゲンスには「種族」もしくは「民族」の語をあて、19世紀に後者が前者の「政治的」かつ「権利主体的」な属性を自己同一視し両者が同義となると、双方を統一的に「(近現代的)国民」と和訳してきた(拙稿「1848年革命におけるスロヴァキア・スラヴ主義政治思想の国制史的検討～伝統的観念の援用による『歴史なき民』の『国制上の権利の主体化』過程～」、『東欧史研究』第20号、1998年、8、17-20頁参照)。しかし、18世紀のナテオがポプルスやゲンスと連動して多義化していく状態を表現するには、これらを原語読みそのまま表記の方が適切である。この問題を扱う本稿の性格上、今回は原語読みの表記が増えることを予め付しておきたい。また本稿は、概念としてのナテオを「ナテオ概念」、実体としてのナテオを「ナテオ」と表記し両者を峻別する。ポプルスとゲンスについても同様とする。

化が、身分制国家、すなわち「王国の王冠」に象徴される「社団国家」の国制のなかで開始されたという事実である。この事実を踏まえ本稿は、ナティオ概念の多義化の過程において、社団原理がこれに及ぼす影響を検証する。その際、考察の対象となるのは、「王国の王冠」概念をはじめとする社団国家概念を近代まで存続させたハンガリー王冠領におけるナティオ概念である。なかでも、この問題がもっとも鮮明に現れた、18世紀のハンガリー王冠領北部（現スロヴァキア共和国一帯）の知識人に焦点をあてる。

次に研究史に触れておこう。18世紀の北部ハンガリーのナティオ概念に関するスロヴァキア史学の研究は、近年のナショナリズム研究に顕著な原初論と近代論とに区分できる。なかでも、原初論系復興論と近代論系カルチュラル・スタディーズとの理論対立によって、現在の研究が代表されている。両者の対立点は、端的に言って、以下でとりあげるマギン、コラール、パパーニェク、フェーンドリらが措定したナティオ概念をどう捉えるかにある。前者はこれらを近代「国民」に進化していく言語・文化的社会性の時系列的な発展（復興）過程として捉え⁴、後者はパパーニェク以後を考察の対象とし、これらを近代の諸状況に応じて選択されていく近代「国民」概念のヴァリエーションとして並列化・類型化して捉えている⁵。

本稿は、以上の潮流を踏まえつつも、ナティオ概念の発展段階論やその類型的並列化に関心を向けるというより、従来の近代論や原初論が等閑視していた中世社団論の視座から、上記4人のナティオ概念を考察する。このように中世社団論の視角を採用することによって、国民史のナレーションやポストモダニズムに取り込まれることなく、中世と近代との国制思想史上の「社団」概念の連続性のなかに、ナティオ概念の多義化の過程を明らかにすることが可能になると思われる。ゆえに本稿は、近代における社団再編の端緒として重要な『国事詔書』発布期（1723年）を考察の起点とし、次に、マリア・テレジアおよびヨーゼフ二世の絶対主義期（1740-90年）の社団再編、フランス革命以後の反絶対主義期（1790年代）の社団再編という側面から、上記4人のナティオ概念を考察する。

議論の前提として、後期中世ハンガリー王国国制における「社団」及び「ナティオ」概念を整理しておこう。ハンガリー王国では、後期中世以来、「王国の王冠」(corona regni)、「王国の共同体」(communitas regni)、「王国の統合体」(universitas regni)、「王国の身体」(corpus regni)、「ナティオ・フンガリカ」(natio Hungarica)といった概念が非常に発達していた。これらの概念は一口に言って、身分制国家・社団国家の概念であり、「聖王冠」に象徴される中世ハンガリー国家は王の独占物ではなく、諸社団・諸地方社団（四肢）が権利主体として、単独社団たる王（頭）とともに「王国の身体」を構成するといった「社団国家」を意味した⁶。

⁴ Škultéty, J., *Stodvadsaťpäť rokov zo slovenského života. 1790-1914*, Turčiansky Svätý Martin, 1920, s. 3-73; Holotík, E., “Bernolákovské hnutie v slovenskom národnom obrodení,” *K počiatkom slovenského národného obrodenia*, Bratislava, 1964, s. 5-8; Maťovčík, A., “Slovenské národné obrodenie,” *Život a dielo Antona Bernoláka*, Bratislava, 1997, s. 7-8.

⁵ Honza, M., “Mesianizmus ako súčasť národného vedomia Slovákov,” *Proglas*, 11, 1998, s. 15-18.

⁶ Karpat, J., “Die Idee der heiligen Krone Ungarns in neuer Beleuchtung,” *Corona regni. Studien*

このうち、「ナティオ・フンガリカ」とは、国家の主権機関たる三院制の王国議会への参加権を有する「聖王冠の四肢」、いわゆる「特権身分社団」を意味するものとして使用されるようになった。実体としてそれは、「高位官職保持貴族・高位聖職者・大貴族・中小貴族などの貴族身分や王国自由都市参事会などの貴族地位の集団」を指し、ときとして地方の県役人すら包含した⁷。すなわち、ナティオとは、議会参加権・立法権・公職に付随する身分・政治概念を中心とした特権身分社団の総称といえる。この概念は「身分上の出自」や「地位」に立脚する公法上の概念であり、「種族上の出自」を問わない概念であった。これは、対オスマン戦争を経て、ラーコーツィ自由戦争後のサトマール和約(1711年)でも継承され、最終的に1848年革命まで存続する「身分的国民」概念となる⁸。ただしこの伝統的なナティオ概念は、1848年革命まで必ずしも後期中世の形態を保って維持されたわけではなかった。早くも18世紀初頭には変質しはじめていたのである。その発端となったのが、『国事詔書』(1723年)の発布であった。

1. 『国事詔書』発布期のナティオ概念 (J. B. マギン : 1681-1734)

(1) ナティオ概念の措定の契機

特権身分層は1723年議会において、女系にも適用されるハプスブルク家の世襲王位継承権を定めた『国事詔書』を承認する代わりに、領主権(土地所有権・免税特権・領主裁判権)や議会参加権(県議会・県行政機関への参加・王国議会への参加)などの「社団的権利」を再確認させた。ハンガリーでは17世紀の対オスマン戦争時に、オスマン占領下の多様なゲンズからなる中南部貴族が北部や西部の無主地や小都市に一時的に移住していた。だが戦後、結果的に回復地域の多くが政府の国庫に入った。こうした政府の措置に反発して1703年にラーコーツィ自由戦争が始まるが、結局1711年に敗北し、移住貴族の多くは北部に留まることになった。まさにこのとき『国事詔書』が発布された。君主との戦争で疲弊した移住貴族は、『国事詔書』を認める代わりに保証された現状の最低限の土地所有を守り拡大すべく、北部における覇権と権益をめぐる、今度は君主とはなく在地貴族と対立しはじめていたのであ

über die Krone als Symbol des Staates im späteren Mittelalter, Weimar, 1961, S. 357-369; Bak, J. M., *Königtum und Stände in Ungarn im 14. -16. Jahrhundert*, Wiesbaden, 1963, S. 11-79; Malý, K. (eds), *Dejiny štátu a práva v Česko-slovensku do roku 1918*, Bratislava, 1993, s. 55-56.

⁷ Markús, D. et al., *Corpus juris Hungarici. Werbőczy István Hármaskönyve*, Budapest, 1897, p. 6, 58. (以下 *Hármaskönyve* と略記) ; Bak, J. M., op. cit., S. 29, 79; Kahl, H. D., "Einige Beobachtungen zum Sprachgebrauch von natio im mittelalterlichen Latein mit Ausblicken auf das neuhochdeutsche Fremdwort <Nation>," *Aspekte der Nationenbildung im Mittelalter, Nationes*, Bd. 1, Thorbecke, 1980, S. 90; Pichler, T., *Národovci a občania: O slovenskom politickom myslení v 19. storočí*, Bratislava, 1998, s. 41-42; E. ケドゥーリー[小林正之他訳]『ナショナリズム』学文社、2000年、5-7頁参照。

⁸ Škvarna, D., "Slovenské štátoprávne predstavy a pokusy," *Historický časopis*, č. 38, 4, 1990, s. 472-473.

る。

このようななか、北部ハンガリー・ドゥブニツァのカトリック司祭でローマ法学者のヤーン・バルタザール・マギンが新たなナティオ概念を措定するのであるが、その直接的な契機は、1722年のM. ベンチクの著書『栄光あるハンガリー王国の君主、諸身分および諸階層の最近の名誉ある議会』で提示された「征服理論」から受けた衝撃に他ならなかった。ベンチクによれば、北部地域のトレンチーン県はそもそも「ハンガリー人」(フンガリ Hungari)⁹の10世紀以来の征服地であり、ハンガリー人は「領主」、一方、「スヴェトプルクの民の残滓」である「スラヴ人」(スラヴィ Slavi)は「土地借用人」とであるとされた¹⁰。社団特権の権原を種の族譜に還元させたこの「征服理論」は、ルネサンス期のJ. トゥローツィの筆による『ハンガリー年代記』(1488年)に萌芽があるとされるが、いずれにしても、この理論によってベンチクは、「征服者」に相当する「ゲンス・フンガリカ」(gens Hungarica)が単独でナティオたる根源的正統性を唱え、たとえ貴族であってもかつて征服された「ゲンス・スラヴィカ」(gens Slavica)は「従属民・辺境民」に過ぎないと論じたのである¹¹。

(2) ナティオ概念の措定

ベンチクの主張に対して、マギンは、1728年の著書『名誉ある最近のポソニウム議会の著者によって撒き散らされた棘、あるいは栄光に満ちたトレンチーン県のための弁明』において、ベンチクによる名付けと同様、トレンチーン県の在地のナティオ(おもに都市民と貴族)をスラヴ人、すなわちゲンス・スラヴィカとして一貫して叙述した。しかし、ベンチクに対抗して、このスラヴ人が社団特権を保持する正統性を次のように主張したのである。

いかなる権利をもってして、トルナヴァのスラヴの外来者は、かくも厚かましくゲンス・スラヴィカを嘲ろうとしたのか? 私は以下のことを十分に証明することができる。すなわち、ハンガリーに居住するすべてのスラヴ人が、ハンガリー人がもつると同等の市民法、ゲンスの同等の古さと威厳、祖先の等しい軍功、諸特権を享受する同等の能力、父祖の相続によって遺され今なお変わらずに所有されている同一の大地を有していると。パンノニアのスラヴ人¹²はハ

⁹ 本稿は、Hungari の概念が不定型であった18世紀的状况と史料上の記述とを重視し、いかなる文脈においても「ハンガリー人」「マジヤール人」といったように文意で訳し分けせず、一様に「ハンガリー人」と表記する。

¹⁰ Tibenský, J., *Chvály a obrany slovenského národa*, Bratislava, 1965, s. 72-73. 以下 *Chvály a obrany* と略記。

¹¹ *Ibid.*, s. 73.

¹² ローマ帝国北部の属州パンノニアに由来するハンガリー王冠領内スラヴ人の伝統的呼称である。本来の意味では、パンノニアとは、カルパチア盆地西部、ドナウ川以西のサヴァ川北岸一帯(今日のハンガリー、クロアチア、スロヴェニア、オーストリアの一部)を指すはずであるが、18世紀初頭の北部ハンガリー・スラヴ系知識人M. ベルは、この語の範囲を、ポジョニ(現ブラチスラヴァ)、ニトラ、トレンチーン県などの北部ハンガリー地方(現スロヴァキア)にも該当させた(*Dokumenty slovenskej národnej identity a štátnosti, I, Národné literárne centrum*, Bratislava, 1998, s. 234-235. 以下 *Dokumenty* と略記)。

ンガリー人と同一のナティオの構成員であると私は断言する¹³。

このように、マギンが征服理論を批判する際、I. ヴェルベーツィ著の『三部法典』(1514年)において「種族的帰属・族譜を同じくする集団」を意味して使用されていた私法と関わるゲンスが、ベンチクと同様、公法上のナティオ概念の主要な構成体として認識されていることが重要である¹⁴。この点こそ、後期ルネサンスの『三部法典』におけるゲンス概念と、後期バロックの法学者であるベンチクやマギンが使用するゲンス概念との決定的な相違である。ただしマギンは、ナティオ・フンガリカ内にゲンス・スラウヰカとゲンス・フンガリカという複数のゲンスが存在するナティオ概念を提示している点で、ベンチクと大きく異なっているのである。また、注視すべきは、マギンが上記引用文の他にも随所で、ナティオへの参加をめぐる案件に限ってゲンス概念を使用していることである¹⁵。つまり、マギンにとってゲンスとは、言語集団全体を包含する所与の実体なのではなく、ナティオへの参加のコードとして階層限定的に使用される機能的な概念なのであった。北部ハンガリーでの社团的権利の維持あるいは喪失した権利を回復する武器として、「種族」という意味でのゲンス概念が公的な問題に導入されたのである。社团的権利にまつわる議論のなかでその擁護のために、ゲンス概念の使用がこのとき有利だったのであり、決してゲンスの復興や解放を目的として使用されたわけではなかったことが分かる。

(3) ナティオ概念の正当化：ローマ社会の法構造の援用

上部階層に限定されるとはいえ、複数のゲンスから構成される新たなナティオ概念を表明するには、それ相応の正当化が必要となる。そこで彼は、ローマ社会の法構造を再解釈して援用し、「ポプルス・ロマーヌス」(populus Romanus)、「キヴィス・ロマーヌス」(civis Romanus)、「ローマ人」(Romani)のなかに、「サビーニ人」「クルストメリア人」などの「ゲンス」が存

¹³ J. B. Magin, *Murices nobilissimae et novissimae diaetae posoniensis scriptori sparci, sive Apologia pro inclyto comitatu Trenchiniensi*, Tyrnaviae, 1728, p. 62. 原初論系復興論は、ナティオとゲンスをスロヴァキア語に訳出す際、両者を同義のものとして捉え、これらを一様にナーロト (národ) と訳す傾向がある。よって本稿は正確性を期し、ナティオとゲンスにかかわる部分を引用するとき、常にラテン語原文に依拠する。

¹⁴ 『三部法典』におけるゲンスの叙述は *Hármaskönyve*, p. 4, 24. ここで、ゲンス概念の歴史的用法について確認しておく必要がある。『三部法典』序文では、後期ルネサンスの影響下、ローマ法の継受とローマ社会の法構造の転用とによって諸集団が定義されている。この結果、社団は概念上、「公法上の主体」(聖職者・貴族などの政治的な権利主体)と、「私法上の主体」(貿易・商業上の各種団体)とに二分化され、後者がゲンスの法たる「万民法 (jus gentium)」の適用範囲にあるとされた。そうした私法と関わるゲンスとは、ローマ法においては「氏族」「種」「属」「子孫」「系統」を意味し、このローマ法源を踏襲する『三部法典』では、「氏族」の規模をはるかに越えながらも、属人主義の原則に立つ「種族的属譜・系統を同じくする集団」を意味するものとして使用されている (Ibid., p. 4. この点の指摘は *Dokumenty*, s. 181-182. 参照)。これに対して、後期バロックのローマ法学者マギンの用法では、すでにみたように、ゲンス概念が公法上のナティオ概念と連動するまでに伸長している。

¹⁵ Magin, J. B., op. cit., p. 63.

在することを主張した¹⁶。さらに「先住説」を唱え、スラヴ人こそロムルス¹⁷の立場にある真に正統なナティオ・フンガリカであると主張した¹⁷。こうした主張は、先住民である「パンノニアのスラヴ人」もしくは「大モラヴィアのスラヴ人」が、契約によって「ハンガリー人」を受け入れ、両者の協定によってハンガリー王国が建国されたとする、S. ティモンの「契約理論」(1738年)によって補強されている¹⁸。

ベンチクとマギンのこの対立は当時の権利論争を代表し、18世紀前半の北部ハンガリー知識人を二分するほどの影響力をもった。しかし、直後の1740年代から啓蒙絶対主義の時代がはじまり、この影響のもと、後期バロックの『国事詔書』期とは異なるナティオ概念が措定されることになる。次節では、「前期絶対主義」期のナティオ概念を考察する。

2. 前期絶対主義期のナティオ概念 (A. F. コラール : 1718-1783)

(1) ナティオ概念の措定の契機

前期絶対主義といわれるマリア・テレジアの施政は1740年の即位以降開始された。帝国政府はオーストリア継承戦争での敗北の結果、帝権の強化のみならず、国家運営の合理化と効率化の必要性も痛感し、専制主義というかたちで絶対主義を断行することになった。中央集権制の確立に際して、それと抵触する伝統的な社团的権利はこれまでにない再編の方向に向かわざるをえなくなった。このうち教育・教会改革に関わった人物が、マリア・テレジアによって登用された、北部ハンガリー出身の宮廷顧問官で宮廷図書館長のアダム・フランチシェク・コラールであった。彼は、『国事詔書』発布後における特権身分団の増長とそれによる中央集権化の遅れとに危惧を抱き、ヴェルベーツィの『三部法典』批判に加え、免税特権廃止と農奴解放を持論とした。そして、そうした改革の実現のためには、王権の強化によって身分層の社団特権を縮小することが先決と考えた。

(2) ナティオ概念の措定

コラールは、1764年の王国議会で伝統的なナティオを批判しながら、王権に次のような姿勢をとることを進言した。「王国の教会法規および特権を廃止し、なおかつ、ハンガリー国政機構への攻勢を強め、王とナティオとのあいだの敵意を高めることによって、…あえて王国の法に激しく毀損すべし」¹⁹。当然この見解は、王国議会のナティオのなかでも、とりわけ

¹⁶ Ibid., p. 63.

¹⁷ Ibid., p. 63.

¹⁸ *Chvály a obrany*, s. 98.

¹⁹ Csizmadia, A., “Zápas Adama Františka Kollára s uhorskou šľachtou,” *Historický časopis*, č. 12, 2, 1964, s. 226. より議事録抜粋を引用。

高位聖職者と大貴族から批判を浴びた²⁰。この反論の前後にコラールは、改革を遂行するには、王権に忠実な支持基盤を拡大・強化すべきであると考えようになる。この背景には、従来のナティオに依拠した大胆な改革は不可能との考えが存在していた。このときコラールによって着想されたのが、ポプルスとゲンスの概念を利用することに他ならなかった。

有史以来のハンガリーのポプルスについて、…以下のことを知っておかねばならない。すなわち、主要な都市や活気のある町には、ハンガリー人、ドイツ人、スラヴ人が居住し、王国全体がこれらのポプルスおよびワラキア人へと分かたれているということ。とはいえ、…ゲンス・スラウィカが王国の大部分を占めている²¹。

コラールはこのように、王国がナティオや「王国の共同体」によって構成されるのではなく、4つのゲンスによって区分され、その集合体たるポプルス (populus)²²から国家が構成されるという、当時としては稀な考えを提示した。これ以後、コラールの表現において、ゲンス概念とナティオ概念とが互換性をもちはじめている。つまり、ゲンスそれ自身でナティオの意味を獲得しはじめているのである。例えば、1769年には「ルテニア人」を「ナティオ・ルテニカエ」(natio Ruthenicae)と表記し²³、また、1783年にはハンガリー人とスラヴ人を「一つに結合したゲンス」(in unam coaluere gentem)などと表現している²⁴。当時としては極めて例外的なこの表現の根拠は、伝統的なナティオの地位を低下させ相対化するために、特権身分と非特権身分とを意図的に同じ呼称で同一視したことにあると考えられる。つまり、ゲンス概念にポプルス概念の要素をもたせることにより、ゲンス概念をナティオ概念と対等化させ、それによって同時に、ナティオの構成員の幅を農民層にまで拡大しようとしたのである。特権身分と非特権身分は相違せず、同じ集団の構成員であるとの認識を広めようとしたといえる。これによって、マギンの時代にナティオ概念内に限定されていたゲンス概念の

²⁰ 「(コラールは) …あえてナティオの特権を撤廃するよう努め、こうした法の不正な無視によって国王陛下を侮辱している」(ibid., s. 226. 発言者は不明)。

²¹ Olahus, N., *Hungaria et Atila*, Vindobonae, 1763, p. 83.

²² 公法概念であるポプルスの歴史的用法を押さえておく必要がある。『三部法典』第一部第五章によれば、制定法および布告は「まず君主自身を拘束する。そのゆえは、君主はポプルスの請願によってそれらを告示したことにある」(*Hármaskönyve*, pp. 20-21.)。『三部法典』の本来の目的は、従来のナティオの範疇に入るが、その下層部に位置する中小貴族の権利を擁護することにあった。つまり『三部法典』でいうポプルスとは、ナティオ下層部の中小貴族層の存在を意識的に強調した特権身分社団に他ならない。こうした、いわば権利主体と農民などの権利客体との境界に存在するポプルスの範囲は、農奴解放・免税特権の廃止を持論とするコラールの思想において、従来の農奴にまで及ぶほどの広がりを見せている。例えば、「ポプルスの貧困」と題する1764年議会演説において、コラールは次のように述べている。「所有する者は、広く税支払いの義務を免除され、…貧困な生活以外になにも有することのない不幸な農奴たちに大量の税支払いを強制している。このことが最大の理由となって、王冠の隷属的なポプルスは、自らの祖国よりもむしろ他の国で生活したがるのである」(Csizmadia, A., op. cit., s. 228.)。コラールはその後も、ポプルス概念をこの拡張した語義で使用しつづけている (Šmatlák, S., *Dejiny slovenskej literatúry*, I, Bratislava, 1997, s. 317.)。

²³ Pišút, M. et al., *Dejiny slovenskej literatúry*, Bratislava, 1962, s. 162.

²⁴ Kollar, A. F., *Historia iuris publici regni Hungariae amoenitates*, Vindobonae, 1783, p. 82.

拡散化がはじまった。これ以後、実際にゲンス概念は、身分の相違に関わりなく言語集団全体を包摂する概念として使用されていくことになるのである。特権身分社団たるナティオの取りつぶしを志向しながら、ナティオ概念そのものは廃棄せず、4つのゲンス（ハンガリー人、ドイツ人、スラヴ人、ワラキア人）からなるポプルスが新たなナティオと考えられていることが分かる。

(3) ナティオ概念の正当化：「使徒の王」(rex apostolicus)

身分制・社団制下のナティオを揚棄して新たに設定されるナティオ概念を正当化するために選択されたのが、「使徒の王」(rex apostolicus)の概念であるが、まずその前提となる「使徒の王国」(regnum apostolicum)の概念について触れておかねばならない。これは、対オスマン戦争終結後の1703年、国王があらゆる教会権力に介入できる権利を獲得したとき、カロチャ大司教L.コロニチによって使用された概念である。王冠国家を厳格かつ神聖な使徒団にみてる概念であるため、使徒団を構成する特権身分社団の承認さえあれば、王権による教会権力への介入は法的に容認しうると解釈されたのである²⁵。王に近い概念とはいえ、この「使徒の王国」概念はその後、ヴェルベーツィの「聖王冠」概念のヴァリエーション、すなわち、社団国家概念の一つとして認知されることになる。

これに対してコラルは、1764年に、叙任権・教会会議開催権など、これまでわずかに残されていた教会の社団的権利を王が獲得した際、時の教皇の言に倣い、その状態にある王を「使徒の王」と表現した²⁶。これによって、従来のナティオたる特権身分社団の同意なく、王が自己意志のみにもとづき王国の案件を決定できるような無制限の絶対権力を表現し、「王」が「王冠」を取り込む「絶対主義」「絶対王権」の状態を思想的に正当化しようとした。4つのゲンスからなるポプルスという新たなナティオ概念は、使徒のもつカリスマ性を暗黙のうちに承認するこの信徒団に相当するといえる。だが、このような絶対主義と連動する概念は、特権身分社団の抵抗が強くなる後期絶対主義の時代には、大幅に後退を余儀なくされることになる。

3. 後期絶対主義期のナティオ概念 (J. パパーニェク : 1738-1802)

(1) ナティオ概念の措定の契機

後期絶対主義は、ヨーゼフ二世(1765年より皇帝)のマリア・テレジアとの共同統治期お

²⁵ Malý, K. (eds), op. cit., s. 216-217.

²⁶ Kollar, A.F., *De originibus et usu perpetuo potestatis legislativae circa sacra apostolicorum regum Hungariae*, Vindobonae, 1764, pp. 11ff.

よび 1780 年からはじまる単独統治期の啓蒙専制的な施政に代表される。同年 1780 年に新たなナティオ概念を構築したのが、カトリック司祭ユライ・パパーニェクであった。その契機となったのが、70 年代の反絶対主義的な特権身分社団による巻き返しの気運の高まりだった。ただしその巻き返しは、特権身分社団たるナティオ・フンガリカにゲンス・フンガリカの要素をもたせつつ、より下層の住民にまでナティオの範囲を拡大し、その質量を増大化（議会権を強化）することとしてまず現れた。その流れのなかで、例えば I. サラギウスは、著書『パンノニアの教会の地位について』（1777 年）において、ティモンなど北部ハンガリー・スラヴ系知識人によるスラヴ人の起源に関する叙述にかなりの捏造がみられることを主張し、契約説にもとづくゲンス・ナティオ論を批判した²⁷。サラギウスのこの問題提起によって、北部ハンガリーの知識人のあいだでは再度、『国事詔書』期の論争の構図が復活する。つまり、既得権益や特権をもつ身分への参加をめぐる問題に、再びゲンス概念が使用されることになるのである。

(2) ナティオ概念の措定

パパーニェクは 1780 年の著書『スラヴ種族の歴史—スラヴ人の王国と王について』のなかで、社団の巻き返しには、ゲンス・フンガリカのみならずゲンス・スラウイカも参画すべきであると主張した。その際彼は、北部ハンガリー・スラヴ人をスラヴ族の祖とする「古スラヴ族後裔説」を唱えた²⁸。そして、タトラ山脈以南のドナウ川北岸地域にスキタイ族が定住したとされる紀元前 1 世紀から、大モラヴィア国が崩壊した 10 世紀までの統治領域を「古きスラヴ人の王国」と定義し、ハンガリー王国を「古きスラヴ人の王国」の「幸福な分裂」によって成立した「新しきスラヴ人の王国」と規定した²⁹。そのうえで、パパーニェクは以下のような主張を展開している。

ゲーザ公の時代からスラヴ人の大部分がハンガリー人に従属したといわれる。…もちろん、

²⁷ *Chvály a obrany*, s. 111.

²⁸ Papanek, G., *Historia gentis Slavae - De regno regibusque Slavorum*, Pécsi, p. 40. 当時の東中欧諸国のスラヴ系知識人のあいだではすでに、「ボヘミアのスラヴ人」(Slavi Bohemiae)、「ポーランドのスラヴ人」(Slavi Poloniae)、「クロアチアのスラヴ人」(Slavi Croatiae) といった各「スラヴ人」の伝統的なラテン語名称が、口語スラヴ語に対応して、あるいは短縮化されて、Bohemi (ボヘミア人)、Poloni (ポーランド人)、Croati (クロアチア人) と表記されるようになっていた。このなかで、「パンノニアのスラヴ人」(Slavi Pannoniae) あるいは「ハンガリーのスラヴ人」(Slavi Hungariae) と慣習的に表記されてきた北部ハンガリーのスラヴ人は、当初、「パンノニア人」(Pannoni) という名称を模索したがうまく定着しなかった。また、「ハンガリー人」(Hungari) という名乗り方も、今日でいうところの「マジャール人」(Magyari) にはほぼ独占されるようになったため使用できないという状態であった。そこで選択されたのが、「古スラヴ族後裔説」にもとづく Slavi という名乗りだった。これによって、「北部ハンガリーのスラヴ人」と「スラヴ人」一般とが同じ言葉で表される時期がしばらく続くことになる。ちなみに現在のラテン語表記では、「スラヴ人」一般には Slavi、かつての「北部ハンガリーのスラヴ人」たる現在の「スロヴァキア人」には Slovaci (単数形 Slovacus) があてられ、両者は明確に峻別されている。名称問題一般については以下を参照。P. Horváth, *Anton Bernolák 1762-1813*, Bratislava, 1998, s. 188.

²⁹ *Chvály a obrany*, s. 120.

だからといって、スラヴ人が言語ももたなければ王国の起源ももたない、ということにはならない。国王陛下の文書が、ハンガリーのゲンス・スラウヰカではなく、ハンガリー人に発布されただけのことなのである。…ハンガリー人には〔ナティオとしての〕権利と貴族性が与えられ、スラヴ人には〔ゲンスとしての〕言語とこの王国の起源とが残された³⁰。

パパーニェクのゲンス概念も、コラルと同様、身分に関わりなく総体としての言語集団を想定して使用されていることが分かる。さらに、こうした主張の基底には、ナティオ・フンガリカが現在実質的にゲンス・フンガリカに独占されているとしても、本来ナティオはゲンス・スラウヰカなしには存在しえなかったとの思想が存在する。ここでゲンス・スラウヰカはゲンス・フンガリカと同等の存在として、将来的にナティオへの「復帰」が可能な集団として想定されているのである。コラルと異なりパパーニェクには、伝統的なナティオの完全な取りつぶしによって新たなナティオ概念を措定する、というような発想が存在しないのである。

(3) ナティオ概念の正当化：「聖なる頭への服従」

パパーニェクのナティオ概念は「聖王冠の四肢」「王国の身体」などの社団原理の援用によって正当化されるものと考えられた。つまり、現在は非特権身分社団に甘んじているゲンス・スラウヰカをあえて「聖王冠の四肢」と想定することによって、これが国家の正統な構成体であることを証明し、そのうえで、「聖王冠の頭」に対するその服従を説いたのである³¹。

このようなパパーニェクの思想は、実質的な王権の強さと社団巻き返しの風潮の高まりとを背景に形成されており、絶対王制と社団制との混合状態を反映している。同じ絶対主義期であっても、コラルとパパーニェクは旧来のナティオ概念を否定するか否かで決定的に異なる。パパーニェクは、ゲンス・フンガリカやゲンス・スラウヰカといった複数のゲンスのナティオへの参加を言明してはいないが、伝統的なナティオ概念の枠組みを遵守している点で、マギンの概念に類似しているのである。

4. フランス革命以後のナティオ概念 (J. ファーンドリ : 1750-1811)

(1) ナティオ概念の措定の契機

80年代後半、中央政府による国家管理の一元化に対して、啓蒙に感化された特権身分社団による反発、農民反乱が恒常的なものとなり、その矢先にフランスで革命が勃発した。これ

³⁰ Papanek, G., op. cit., pp. 35-6. 引用文中の []は著者。

³¹ Ibid, p. 305.

を受け、1790年にヨーゼフは宗教寛容令を除くすべての絶対主義政策を撤廃した。

カトリック・ベルノラーク派の司祭ユライ・ファーンドリが新たなナティオ概念を措定するにあたって決定的だったのは、1791年のハンガリー王国議会における特権身分団の組織的な巻き返し、とりわけ、教育分野におけるハンガリー語 (lingua Hungarica) 導入法の成立であった。この立法は直接的には、1784年に帝国政府によって実施されたドイツ語官庁語化以来の団体特権論争の延長上にあるといえるが、いずれにせよ、これ以後、上述のコラールのなナティオ、ゲンス、ポプルス概念が公的な場で一挙に進められていく時代となる。いわゆるマジャール国民主義の構想がその一例であり、これはナティオ・フンガリカをゲンス・フンガリカと直結させると同時に、農民層を王冠のポプルスに組み込もうとする試みであった。

(2) ナティオ概念の措定:「ナティオ・スラヴォニカ (スロヴァキア国民)」(natio Slavonica) ファーンドリは、1793年の著書『スラヴ種族の略史』で次のように述べている。

ハンガリー王国のスロヴァキア語により価値を持たせ、推奨してくれるものはなにか? それは、1791年議会に集った高位聖職者、高位官職保持貴族、大貴族、中小貴族、その他の諸身分および諸階層の英知ある知性と判断以上に、スロヴァキア語 (lingua Slavonica) の古い歴史とその有用性、ハンガリー王国の公共善にとっての最大限の必要性というものに他ならない。…1791年のハンガリー議会以来、ハンガリー語が広く高等教育機関において教師を獲得したので、この王国の輝かしいナティオ・スラヴォニカ (natio Slavonica) も、他の王国の大学におけるのと同様、自らの言葉を話す公の教師を要求する³²。

ここで極めて重要なのは、ファーンドリがゲンス別のナティオの編成を主張し、「ゲンス・スラヴォニカ (スロヴァキア種族)」(gens Slavonica) も単独で「ナティオ・スラヴォニカ (スロヴァキア国民)」(natio Slavonica) を成立させようという論理を作り出したことである³³。ここに、ゲンスとその言語にもとづく、名称のうえでまったく新たなナティオ概念が

³² Fándly, G., *Compendiata historia gentis Slavae*, Tyrnavie, 1793, p. 205.

³³ 「ゲンス・スラヴォニカ (スロヴァキア種族)」概念は、カトリック司祭 A. ベルノラークが著書『スロヴァキア文字とその分類およびアクセントに関する批判的文献学的論議』(1787年)において、「スラヴ人の (Slavicus)」「スロヴァキア人の (Slavonicus)」という形容詞上の概念区分を行った結果、初めて使用された概念である。本来『論議』は、現スロヴァキア西部地方の方言に依拠して近代「スロヴァキア文語」の制定をめざした著書であったが、その意図とは逆に、上記の形容詞の表現法が理由となり、名乗りをめぐるラテン語表記論争を引き起こすことになった (Horváth, P., op. cit., s. 188.)。まさにこの表記論争の最中にファーンドリによって行われた「ナティオ・スラヴォニカ (スロヴァキア国民)」概念の措定は、単に「ゲンス・スラヴォニカ (スロヴァキア種族)」概念への支持の表明なのではなく、この新たなゲンスにナティオとしての「国制上の正当性」を付与しようとする公法上・政治上の意味をもったのである。

構築されたのである。以上の「ナティオ・スラヴォニカ」をめぐる思索は、これまで考察してきたマギン、コラル、パパーニェクのナティオ概念と本質的に異なるものといえる。

(3) ナティオ概念の正当化：「使徒の王国」および「マリアの王国」と近代市民権論

ファーンドリは、後期バロックの「聖王冠」概念のヴァリエントである「使徒の王国」(regnum apostolicum) および「マリアの王国」(regnum Marianum) 概念とスロヴァキア語とを歴史的に関連づけることにより、「ゲンス・スラヴォニカ」(スロヴァキア種族)を「ナティオ・スラヴォニカ」(スロヴァキア国民)という公法上の主体として正当化しようとした³⁴。国王や高貴な諸身分および諸階層の総体である「使徒の王国」「マリアの王国」概念が使用されたということは、ヨーゼフ絶対主義以後の特権身分団の復権を反映しているといえる。なによりも、そうした「聖王冠」の伝統的権威によって、ナティオ・スラヴォニカ概念の正統性を保証してもらおうという強い意図が働いていることが分かる。パパーニェクとファーンドリは、ナティオ・スラヴォニカ概念を措定するか否かで相違するが、両者がそれぞれのナティオ概念を正当化する方法論は、「聖王冠の社団原理の援用」という点で極めてよく似ているのである。

「聖王冠」概念と同等にナティオ・スラヴォニカ概念を正当化する論理となったのが、19世紀の「国民」論への展望として重要な近代市民権論である。ファーンドリはフランス革命の市民権論の影響を受け、非地主層にも公職への門戸を開放すべきであると主張した³⁵。この階層は、コラルと同様にファーンドリにおいても、しばしばポプルスと言い換えられている³⁶。つまり、階層限定的なナティオの枠をポプルスというコードを通じてゲンスへと下方拡大することで措定されるナティオ・スラヴォニカ概念は、近代市民権でも補強しうるものだった。のちの19世紀知識人によって、「スロヴァキア国民」が近代市民とほぼ同義の意味で提出される先例といえるだろう。

結論

以上の考察を踏まえると、社団の再編論争のなかで旧来の階層限定的なナティオ概念の相対化がすすみ、その結果、ポプルス概念を梃子としながら、ゲンス概念と同一視しうるような新たなナティオ概念が形成されていったと結論付けることができる³⁷。『国事詔書』、啓蒙絶対主義、フランス革命といった新たな事態に直面したとき、旧来のナティオだけでは問題

³⁴ Ibid.

³⁵ Ibid, p. 206.

³⁶ Ibid, pp. 199-206.

³⁷ これに対して1848年革命は、ゲンス概念がナティオ概念の主體的な権利・規範の枠組みを取り込み、篡奪していく状況と考えられる(上掲拙稿3-25頁参照)。

に対処できず、様々な意図のもとに国政参加主体を再編あるいは増加させる必要が生じたのである。ファーンドリにあっては、近代市民権論も加味されながら、ナティオの下方への自己拡大がポプルスというコードを通じてゲンス全体へ、という構図のもとに、近代「スロヴァキア国民」概念が浮かび上がってくるのである³⁸。まさに「スロヴァキア国民」概念とは、ゲンスの「復興」や「解放」の所産なのではなく、伝統的な社団国家をいかに再編するかを論じる概念なのであった。なによりも、近代市民権の要素を兼ね備えながら、社団性を孕むこの概念がのちに近代の平準的な「国民」概念として認知され、19世紀の知識人に極めて大きな影響を与えることの意味を重視しなければならないであろう。

また、新たなナティオ概念はいずれも、「王国の身体」「マリアの王国」「使徒の王国」といった社団国家原理、「使徒の王」という社団に親和的な絶対王権原理によって正当化されると考えられていた。このような社団的伝統の近代における存続という事実を踏まえれば、近代をうみだす際に、中世以来の広義の封建観念もその原動力になっていたと結論付けることができる³⁹。

概して、18世紀の新たなナティオ概念は、社団的権利を有する中世以来のナティオの枠組みを使用しながら、その規模と権限とをなお一層拡大することによって構想された、社団原理の擬制としての側面をもつといえる。

³⁸ この意味において、絶対主義的な「上からの改革」、ブルジョア的あるいは人民主義的な「下からの改革」という近代観に加え、中間団体たるナティオによる「中間からの改革」という近代観にも相応の妥当性があるように思われる。

³⁹ A. スミスは、原初論系復興論の言説にもとづき、初期中世の大モラヴィア国がスロヴァキア国民のエトノスの起源として自覚されたことを過度に強調する (Smith, A., "The Golden Age and National Revival," *Myth and Nationhood*, London, 1997, pp. 52-53.). 今後必要とされるのは、中世の社団的伝統の「援用」による近代国民概念の形成という対自的な視点や、時代・環境にあわせ伝統の援用のされ方や伝統とされる対象が変化するという可変的な視点である。それは、新たな伝統の「捏造」(E. ホブズボーム・T. レンジャー編[前川啓治他訳]『創られた伝統』紀伊国屋書店、1992年、9-28頁参照)というより、既存の伝統の「援用」という視点である。